

知事部局
労働委員会事務局
収用委員会事務局
議会議務局併任職員一般
選挙管理委員会事務局併任職員一般
教育委員会事務局併任職員一般
警察本部併任職員一般

平成 19 年 3 月 31 日に現に岩手県事務吏員若しくは岩手県技術吏員に任命されている者又は岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則（平成 19 年岩手県規則第 61 号）による改正前の岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 95 条に規定する吏員以外の職員の職を命ぜられている者で、平成 19 年 4 月 1 日以後引き続き在職するものは、同日付けをもって岩手県職員に任命されたものとする。

平成 19 年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也